

令和3年12月23日

厚生労働大臣
後藤 茂之 様

経済再生担当
新しい資本主義担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 様

東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会担当
ワクチン接種推進担当大臣
堀内 詔子 様

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
熊谷 俊人
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

一都三県は、これまで長きにわたり、都民・県民や事業者、医療従事者の皆様方の協力も得ながら、まさしく一体となって、押し寄せる新型コロナウイルス感染症の波に全力で対処してきた。

こうした中、現下の感染状況は落ち着きを見せているものの、世界各地では、新たな変異株「オミクロン株」が急速に拡大しており、国内においても空港検疫で感染者の確認が相次ぎ、昨日は国内初の市中感染が発生したところである。

感染の急拡大も懸念される中、都民・県民の命と健康、生活を守るため、先手先手で医療提供体制を強化するなど、今後に向けて万全の備えを固めることが必要である。

そこで、下記のとおり、特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 水際対策の徹底により感染防止対策を強化するとともに、オミクロン株の感染力や重症化リスク、ワクチン・治療薬の有効性などを早期に分析し、情報提供すること。また、得られた知見に基づき、実効性ある対策を講じること。
- 2 オミクロン株感染者（疑いを含む）の入院措置にあたっては、全員個室隔離を原則とし、陰圧管理を行うことが望ましいとされている。この取扱いでは、感染が拡大している状況において、病床のひっ迫を招く恐れがあるため、その取扱いにおける考え方を明確にするとともに、感染状況に応じて迅速に判断を行い、適切な対応を図ること。
- 3 オミクロン株感染者の退院基準では、以下の対応を求められており、入院期間の長期化を招く恐れがあるため、感染が拡大している状況における取扱いの基準や考え方を明確にするとともに、感染状況に応じて迅速に判断を行い、適切な対応を図ること。
 - ・有症状者の場合、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法等の検査で陰性を確認し、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性の確認を行うこと。
 - ・無症状病原体保有者の場合、陽性確定に係る検体採取日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査で陰性を確認し、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性の確認を行うこと。

- 4 濃厚接触者に対し、宿泊施設での滞在を求めることについて、感染が拡大している状況における取扱いの考え方を明確にするとともに、感染状況に応じて迅速に判断を行い、適切な対応を図ること。
- 5 濃厚接触者の増加に伴い保健所に過度の負担が生じないよう、国の責任において必要な対策を講じること。

以上